

敦賀まちづくり協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、敦賀まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 敦賀商工会議所、敦賀市、福井県、企業、団体が一体となって、北陸新幹線の当面の終着駅であり、嶺南地域をはじめ広域交流の拠点となる敦賀市のまちづくりについて協議し、敦賀市における開業効果の最大化と持続的なにぎわいを創生するとともに、そのにぎわいを嶺南地域全体に波及させることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新幹線開業効果を最大化・持続化させるためのアクションプログラムの策定に関する事
- (2) 前号に掲げるアクションプログラムの実行およびまちづくりを推進する組織の強化に関する事
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な調査、分析その他の事業に関する事

(組織)

第4条 協議会は、敦賀商工会議所会頭、敦賀市長、福井県副知事をもって組織する。

- 2 協議会は、前項の委員以外の者にオブザーバーとして参画を求めることができる。
- 3 協議会に座長を置く。
- 4 座長は協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、座長が招集する。

- 2 協議会の会議の議長は、座長がこれにあたる。
- 3 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 第3条各号に掲げる事業について調査、検討を行うため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、協議会から付託される事項について協議し、協議結果等を協議会の会議に報告する。
- 3 幹事会の委員は、協議会座長が指名する者をもって組織する。
- 4 幹事会は、必要に応じて前項の委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 幹事会に協議会座長が指名する委員長を置く。
- 6 委員長は幹事会を代表し、会務を総理する。
- 7 幹事会の会議は委員長の招集により開催される。

(分科会)

第7条 幹事会の下部組織として、エリア、テーマ別に分科会（以下、「分科会」という。）を設置することができる。

- 2 分科会は、幹事会から付託される事項について協議し、協議結果等を幹事会の会議に報告する。
- 3 分科会の委員は、幹事会委員長が指名する者をもって組織する。
- 4 分科会は、必要に応じて前項の委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 分科会に、幹事会委員長が指名する分科会長を置く。
- 6 分科会長は分科会を代表し、会務を総理する。
- 7 分科会の会議は分科会長の招集により開催される。

(事務局)

第8条 協議会、幹事会および分科会の事務局は、敦賀市まちづくり観光部まちづくり推進課、敦賀商工会議所により構成する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年1月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。